

環境教育実施についての覚書

2003年10月に環境教育法(環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律)が施行され、環境教育に取り組む体制が整備されつつある。

将来社会を担う小・中学生が、地球環境問題の基本を学び、環境倫理を身に付け、環境保全型のライフスタイルを実践することは、これからの環境教育を推進していく上で重要である。

そこで、環境教育法を先取りし、市川市を環境教育の先進地域とするために、2004年度より市川市、市川市教育委員会、千葉商科大学(CUC)の協働で、同市の小・中学生を対象に環境教育を推進することについて、下記のとおり覚書を交わすものとする。

記

1. 市川市、市川市教育委員会、及び千葉商科大学は、お互いに情報提供を行い、環境教育を推進するものとする。
2. 市川市教育委員会は、同市の小・中学校に対し、CUC開発の環境教育プログラムを紹介し、環境教育プログラム推進希望校を募るものとする。
3. 千葉商科大学は、環境教育プログラムに参加希望の小・中学校に対し、学生を派遣し、環境学習の支援をするものとする。

平成16年4月28日

市川市長

千葉 光 行



市川市教育委員会教育長

西 垣 惇 吉



千葉商科大学学長

加 藤 寛

